

島原文化会館利用許可申請書・利用許可書／利用料減免申請書・減免承認書

一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
島原文化会館 館長 様

島原文化会館条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒		Tel (- -)				
				Fax (- -)				
利用目的 及び その理由	団体名			代表者				
				会場責任者				
利用目的 及び その理由	行事(催物)名			入場料	有・無 円			
	内容			入場予定 人員	1回につき 人 延べ 人			
利用期間	平成 年 月 日 (曜)	日間	開場： 時 分	開演： 時 分				
	時 分から			終演： 時 分				
	平成 年 月 日 (曜)		開場： 時 分	開演： 時 分				
	時 分まで			終演： 時 分				
施設	・大ホール（・楽屋A ・楽屋B ・楽屋C ） ・中ホール（・楽屋 ） ・小ホールA ・小ホールB ・展示室A ・展示室B ・和室 ・会議室							
冷暖房	冷房	時 分から 時 分	暖房	時 分から 時 分	利用なし			
設備・器具	・舞台音響設備 ・舞台照明設備 ・マイク（ 本 ） ・プロジェクター ・スクリーン ・コンセント ・その他（ ）							
販売等	有・無	販売業者名	住所	TEL				
		販売業者名	住所	TEL				
減免	有・無	理由						
利用料 金		前納	追加	合計	決裁欄	受付	平成 年 月 日	
	①施設	円	円	円		館長	副館長	取扱者
	②冷暖房	円	円	円	請求合計	領収書番号		
	③設備	円	円	円				
④減免	円	円	円	①+②+③-④				

* 太枠の中のみご記入ください。

許可番号 号
上記のとおり島原文化会館の利用を許可します。
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団 島原文化会館 館長
平成 年 月 日

【許可条件】

島原文化会館条第6条の規定により、次の利用許可の制限に抵触する場合は、利用を許可しません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 会館の建物又は付属設備をき損又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が社会教育上不相当と認めるとき。
- (6) 利用許可後に利用の制限条項に該当することが判明し、利用許可を取り消した場合、利用者に損害を生じせしめることがあっても、一般財団法人島原市教育文化振興事業団はその賠償に責めを負わない。